

指定訪問看護の重要事項説明書

ご利用に対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第 37 号の第 8 条に基づいて、事業者がご利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業所名称	合同会社 i-nexus
所在地	茨城県小美玉市下玉里 1125-2
代表者名	代表社員 久保田 泰史
電話番号	電話 090-1433-1633

2. 事業所

事業所名称	ネクサス訪問看護ステーション
指定番号	0860390251
所在地	〒300-0048 土浦市田中 1 番地 3-6
電話番号	電話 029-828-5378

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

合同会社 i-nexus(以下「事業者」という。)が、設置するネクサス訪問看護ステーション

(以下「本事業所」という。)において実施する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護

事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、指定訪問

看護・指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人権

を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定介護予防訪問看護の提供を確保することを
目的とする。

運営の方針

- (1 本事業所が実施する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業は、利用者が要介護・
要支援状態となった場合は、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自
立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身の機
能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に
資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め
るものとする。
- (4 指定訪問看護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、
保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- (5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を
行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所へ情報の提供を行うものとする。
- (6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平
成11年厚生省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

4. 指定訪問看護の内容

本事業所で行う指定訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、提供

利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン、心身の状態を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載し、利用者に提供する。

(2) 病状の観察

(3) 清潔保持

(4) 医師の指示に基づき創傷の処置

(5) チューブ・カテーテル類の管理

(6) リハビリテーション

(7) ターミナルケア

(8) 内服管理

(9) 家族への介護指導

(10) 介護者の健康相談

5. 本事業所の職員体制（令和7年8月1日現在）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1	0

看護師・保健師	8	12
准看護師	1	0
理学療法士	1	0
作業療法士	0	1
事務員	0	1

6. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日（日祭日、12月30日～1月3日を除く） 午前8時30分～午後5時30分 （サービス提供時間：午前9時～午後5時）
----------	---

7. 営業地域

営業地域	土浦市・かすみがうら市・阿見町
------	-----------------

8. 利用料

○利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

○利用者は、ネクサス訪問看護ステーション利用料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

○利用料金の支払い方法

利用料は、1 カ月単位とし、当該月の利用料は、翌月 25 日、又は 27 日にご利用者が指定する口座から振替えます。（振替日が土曜日・日曜日・休日の場合は、その翌日）

又、口座振替明細書をもって、領収書の発行に代えさせていただきます。（訪問看護は医療控除の対象です。）領収書のご希望の方はお申し付けください。

2) 振り込みの場合

利用料は、1 カ月単位とし、当月分を翌中旬までにご請求させていただきます。

本事業所の指定口座へのお振込み確認後、振込み明細書、領収書の発行させていただきます。（訪問看護は医療控除の対象です。）

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡いただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です。
当日、9 時までのご連絡	
訪問までにご連絡のない場合	1 提供当たりの料金の 100%を請求いたします。

※ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は発生いたしません。

9. 緊急時の対応の方法

訪問看護の提供に当たり(1)事故(2)体調の急変が生じた場合は、以前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急指定医療機関、居宅介護事業者に連絡します。

ご利用者（ご家族）緊急連絡先

(1) ご本人氏名 _____ 自宅電話： _____

_____ 携帯電話： _____

(2) 緊急連絡先 _____

氏名 _____ 続柄（ ） 電話： _____

氏名 _____ 続柄（ ） 電話： _____

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について

①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、個人情報に保護の関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いにつとめます。

②事業者及び事業所の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

④事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

※サービス担当国会議や地域ケア会議等は除きます。

2)個人情報の保護について

①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当国会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。又、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当国会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。

②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、管理者が注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示する事とし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は、利用者の負担となります。）

11. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 看護師 前田 照美

2) 成年後見人制度の利用を支援しています。

3) 苦情解決体制を整備しています。

4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施または参加しています。

12. 苦情の申し立て

ネクサス訪問看護ステーション 担当者 富施 奈美子	所在地 茨城県土浦市田中 1 番地-3-6 電話番号 090-5414-7407
土浦市役所 保健福祉部 介護管理宛 かすみがうら市役所 介護長寿課 阿見町役場 高齢福祉課	所在地 土浦市大和町 9-1 電話番号 029-826-1111 所在地 かすみがうら市上上田 461 電話番号 0299-59-2111 所在地 稲敷郡阿見町中央 1－1－1 電話番号 029-888-1111

美浦村役場 福祉介護課	所在地 稲敷郡美浦村大字受領 1515 電話番号 029-885-0340
茨城県国民健康保険団体連合会	所在地 茨城県水戸市笠原町 978-26 電話番号 029-301-1565 受付時間 郵送のみの受付

13. 災害時等の対応について

- (1) 自然災害等発生時は、スタッフの安全確認・確保を第一優先に行います。
- (2) 周辺環境の安全情報が得られ、24 時間対応体制加算契約者であり、優先順位の
高い方（医療依存度の高い方）から必要に応じて訪問いたします。

14 .訪問看護サービスに係わる加算の同意

□【介護保険】

・初回加算（Ⅰ）・（Ⅱ）

- Ⅰ、退院した日に初回訪問看護を行った場合に加算されます
- Ⅱ、それ以外の日に初回訪問看護を行った場合に加算されます

・緊急時訪問看護加算（Ⅰ）

利用者またはその家族などから、営業時間外でも電話などにより看護に関する意見を求められた場合、常時対応出来、必要時に緊急時訪問看護が出来る体制にある場合加算されます

・特別管理加算Ⅰ、Ⅱ

訪問看護に関して特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算されます

- Ⅰ、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導を受けている状態
気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- Ⅱ、人工肛門、腹膜還流、血液透析、自己導尿、酸素療法、呼吸療法、疼痛管理、褥瘡、点滴注射等

- ・看護体制強化加算

在宅生活をする上で、高度な医療ケアが必要な利用者への訪問看護体制があり、実際にサービス提供した実績のあるステーションを評価し、都道府県知事に届け出をすると月に1回加算されます

- ・看護・介護職員連携強化加算

痰吸引等の業務を行う介護職員の支援を行った場合に加算されます

- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

看護師等の有資格者の割合や勤続年数から、質の高いサービスを提供する体制にある事業所を評価し、都道府県知事に届け出をすると加算されます

- ・口腔連携強化加算

歯科専門職と連携し口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関やケアマネジャーへ情報提供をすることで加算されます

□【医療保険】

- ・24時間対応体制加算

利用者またはその家族などから、営業時間外でも電話などにより看護に関する意見を求められた場合、常時対応出来、必要時に緊急時訪問看護が出来る体制にある場合加算されます

- ・特別管理加算Ⅰ、Ⅱ

訪問看護に関して特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算されます

Ⅰ、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導を受けている状態

気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

Ⅱ、人工肛門、腹膜還流、血液透析、自己導尿、酸素療法、呼吸療法、疼痛管理、褥瘡、点滴注射等

- ・訪問看護情報提供療養費1，2，3

1. 利用者の居住地の市町村、義務教育諸学校、保険医療機関等に訪問看護の情報を提供した場合に算定されます。保健福祉サービスとの連携を強化し、利用者に対する総合的な在宅療養を推進する事を目的とするもので、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の保険サービスまたはホームヘルプサービス（入浴、洗濯等のサービス在宅も含む）等の福祉サービスを有効に提供する事を目的とし、市町村が情報提供を求めているものです

2. 医療的ケアが必要な小児の入学時や転学時に訪問看護ステーションから学校への医療的ケア等の情報提供を行います

3. 保健医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に入院・入所する利用者の訪問看護にかかる情報提供する場合に算定されます

- ・在宅患者連携指導加算

訪問看護師が訪問診療を実施している医療機関を含め、歯科訪問診療又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と情報共有を行い、指導を行った場合に加算されます

- ・在宅患者緊急カンファレンス加算

状態の急変や診療方針の変更に伴い、保険医療機関の医師の求めにより開催されたカンファレンスに訪問看護師が参加して共同で指導を行った場合に加算されます

- ・看護・介護職員連携強化加算

痰吸引等の業務を行う介護職員の支援を行った場合に加算されます

- ・訪問看護ターミナルケア療養費 1

在宅、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡前 14 日以内（15 日間）に 2 回の以上の訪問看護を実施し、訪問看護におけるターミナル支援体制について利用者及びその家族に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合に加算されます（ターミナルケア実施後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含みます）

- ・訪問看護ターミナルケア療養費 2

特別養護老人ホーム等で死亡した入所者で当該施設の看取り介護加算等を算定している利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡前 14 日以内（15 日間）に 2 回以上の訪問看護を実施し、訪問看護におけるターミナル支援体制について利用者及びその家族に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合に加算されます

- ・遠隔死亡診断補助加算

医師が行う死亡診断等について、情報通信機器（ICT）を活用した在宅看取りに関して研修を受けた看護師が、主治医の指示に基づき情報通信機器を用いて、死亡診断の補助した場合加算されます

- ・訪問看護医療 DX 情報活用加算

オンライン資格確認によって利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算されます

- ・訪問看護ベースアップ評価料(1)

14 . お心遣いについて

当ステーションでは、ご利用者様およびご家族様からの金品や贈答品（飲食物・現金・商品券などを含む）のお心遣いは、すべてご遠慮いただいております。

これは、感染予防の観点および金銭授受等による誤解やトラブルを未然に防止するための取り組みの一環です。

ご利用者様に安心してサービスをご利用いただくためにも、スタッフ一同、常に公正・公平な姿勢を大切にしております。

お心遣いのお気持ちだけで、十分にありがたく存じます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて、
重要事項の説明を致しました。

説明者名 _____

私は、本書面により本事業者からの訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受け
契約をいたします。

契約年月日 令和 年 月 日

[利用者様]

氏名 _____

住所 _____

[代理人又はご家族様]

氏名 _____ ご関係（ ） _____

住所 _____

※ご家族様のサインは（ 独居 遠方 ）の為、記載がありません。 _____